

藍住町特定健康診査等受診勧奨事業委託業務仕様書

1 業務委託名

藍住町特定健康診査等受診勧奨事業委託業務

2 目的

本業務は、藍住町国民健康保険における特定健康診査（以下、「特定健診」という。）の受診率向上のため、過去の特定健診結果やレセプトデータを用いて対象者の現状分析を行い、個人の背景に合わせた効果の高い受診勧奨を行う。また、本町における特定健診実施体制に関する課題や対策等を分析し、その改善に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 委託業務内容

- (1) データ分析による特定健診受診勧奨に効果的な勧奨対象者の抽出・選定
- (2) 勧奨対象者への通知勧奨の実施
- (3) その他特定健診受診率の向上に向けた業務
- (4) 勧奨結果のデータ化及び分析、集計作業、報告業務

5 業務の実施方法

(1) データ分析業務

町が提供する以下のデータを用いて、効率的かつ効果的な受診勧奨を実現するための分析を行い、特定健診対象者の個々の状況（過去の受診状況や通院状況等）を踏まえた、感度の異なる複数のグループに分類すること。

【提供データ】

ア レセプトデータ

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSV データで、厚生労働省の「オンラインまたは光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

- ・医科・・・「21_RECDEINFO_MED.CSV」
- ・DPC・・・「22_RECDEINFO_DPC.CSV」
- ・調剤・・・「24_RECDEINFO_PHA.CSV」

イ 特定健診・特定保健指導受診歴等データ

- ・FKAC165/ファイル形式：CSV
- ・FKAC167/ファイル形式：CSV ほか

ウ 特定健診対象者ファイル

- ・FKAC161 又は FKAC173 ファイル形式：CSV

エ 被保険者データ (KDB 帳票 ID P26_006 又は 国保総合システム特定健診等被保険者データ KD_IF015)

オ その他、業務遂行に必要なデータ (提供可能なものに限る)

(2) 受診勧奨業務

(1) のデータ分析をもとに、以下のような効率的かつ効果的な受診勧奨を実施すること。
受診勧奨対象者は町の合意をもって最終決定し、受診勧奨対象者一覧を町に提出すること。

データ分析に基づく受診勧奨通知

ア 受診勧奨通知

想定通数、印刷発送の回数：6,800 通から 7,000 通程度を想定

(年度内 2 回以上の発送回数としての総数)

イ 通知物の内容

通知物 (受診勧奨用資材) については、データ分析業務により分類したグループごとに、その特性に応じた個別具体的で訴求力のある内容にすること。

ウ 送付については、送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置がされた方法とする。

受託者は宛名ラベルシールの作成、貼付、発送業務を行うこと。郵送料は受託者の負担とする。

なお、通知物に宛名情報を印字する場合はラベルシールの作成作業は不要とする。

エ 受診勧奨用資材の種類

アにより用いる通知物 (受診勧奨用資材の種類) は協議により決定する。

オ 通知物の印刷

圧着形式のはがき又はリーフレット、単版はがき形式等で通知物を印刷する。また、本町が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、宛先、宛名を印刷する。

カ 発送時期は町と協議して決定すること。

キ 発送前に町から指示があった場合は、必要に応じて引き抜きを行うこと。引き抜きの指示の期日は町と受託者で協議する。

6 受診勧奨実施結果の分析・報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等 (全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率等) について効果検証を実施し、その結果を報告する。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について本町に提案を行う。
なお、成果品はデータで提供すること。

7 発注者及び受注者が行う業務

(1) 委託業務の開始に当たり、発注者と受注者は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。

(2) 打合せ場所や日時、方法については、発注者及び受注者が協議の上で決定する。

8 成果品の帰属

本業務における成果品および業務上の作成資料等については、すべて町に帰属するものとする。また、受託者は、町の許可なく、これらを複製、公表又は第三者に提供してはならない。

9 情報の保護

- (1) 受託者は、本業務（再委託した場合も含む）を通じて知り得た情報は機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない（資料の転写・複写・転載・閲覧および貸出を含む）。
- (2) 受託者は、本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、棄損及び改ざんを未然に防止するための必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は業務委託完了後、本業務の履行にあたり収集、管理したデータを速やかに引き渡すものとする。

10 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「藍住町個人情報保護法施行条例」、その他個人情報保護に関する規定を遵守し、適切な管理に努めなければならない。

また、本業務に関することは全て機密情報として扱い、目的外利用、第三者への提供、漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理に必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

11 その他業務委託に関する事項

- (1) 受託者は、契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について、町と密に打合せを実施すること。
- (2) 受注者は発注者が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対応すること。
- (3) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として受注者に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。
- (4) 受託者は、本業務に従事する者のリスト及び資格証の写しを契約後速やかに提出すること。従事する者に変更等がある場合も同様とする。
- (5) 町が本業務の実施状況について照会し、調査又は報告を求めた場合は、受託者は速やかに対応すること。
- (6) データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等に係る費用についてはすべて受注者の負担とする。
- (7) データの授受については、行政専用ネットワーク（LGWAN）やそれに類する方法で行う等、セキュリティ体制に万全を期すものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び協議の生じた事項については、町とその都度協議の上、決定するものとする。